

杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業（委託事業）の実施事業所公募要領

第1 事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設に向けた取組が国において進められている。このことを受け、杉並区（以下「区」という。）では、当該制度の本格実施を見据え、保育施設における未就園児の定期的な預かりに試行的に取り組むほか、当該制度の効果及び課題等の検証を行う。

第2 業務（委託）の概要

1 業務名

杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業運営業務委託

2 業務内容

必要に応じて区と協議の上、以下(1)から(11)までの要件に基づき、区が本事業の対象であることを確認した子どもの定期的な預かりを行う。

(1) 利用方法

○定期利用とすること。利用する曜日や時間帯の固定は、各事業所の任意とする。

※参考資料2「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会における中間取りまとめについて」15頁参照

(2) 実施方法

○以下の実施方法により、一定程度継続的（月単位で複数月）に子どもの預かりを実施すること。

実施方法	考え方
余裕活用型	・在園児が事業所の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受入れる方法 ・基本的に在園児と合同
一般型（在園児合同）	・事業所の定員と関わりなく、定員設定を自由に行う方法 ・専用スペースは設けず、在園児と合同
一般型（専用室独立実施）	・事業所の定員とは関わりなく、定員設定を自由に行う方法 ・在園児とは別の専用スペースを設ける

※参考資料2「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会における中間取りまとめについて」16頁参照

(3) 利用する子どもの決定方法及び利用調整

○利用の申込み受付や決定は、公平性・公正性を考慮の上、各事業所が定める方法で行うこと。

○事業所は、利用する子どもを決定した後、当該子どもを養育する保護者（児童福祉法第6条に定める保護者をいう。以下、「利用者」という。）に対し、本事業を

利用するに当たっての重要事項を書面により説明し、同意を得たうえで、当該利用者と契約し、必要な調整を行うこと。また、当該重要事項は施設内の見やすい場所に掲示すること。

(4) 利用時間

○利用時間は、子ども一人当たり「月10時間」を上限とする。なお、各子どもの利用時間は、事業所が管理すること。

(5) 開所日及び預かり時間

○開所日及び預かり時間は、事業所の開所日時の範囲内において、各事業所が設定すること。

(6) 利用可能枠等

○利用可能枠は、受入れ体制等を踏まえ、各事業所が設定すること。

○事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該子どもの受入れをすること。ただし、職員配置及び事業所の設備等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由を付して区に報告し、判断を求めることができる。

(7) 利用者負担額

○事業所は、子ども一人1時間当たり275円程度を標準に、各事業所が設定した額を利用者負担額とし、利用者から徴収することができる。ただし、利用者負担額の上限は、1日（8時間まで）当たり2,200円とする。

○1日8時間を超えて預かりを実施する場合には、前項の上限額を超えて利用者負担額を徴収することができる。この場合において、利用者負担額は、子ども一人1時間当たり275円を超えてはならない。

(8) 子ども及び利用者に対する支援

○集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、利用した日の保育の状況を記録すること。

○利用者に対して、定期的に面談等を実施し、子育ての助言を行うとともに、育児の様子を見てもらう機会を設けること。

○慣れるまで時間がかかる子どもへの事業所の対応として、利用者と子どもが一緒に通園すること（以下「親子通園」という。）を可能とするが、親子通園が長時間続く状態や、事業所が親子通園を利用の条件とすることは認めない。ただし、利用者からの申出等特別な事情がある場合は、この限りでない。また、親子通園を事前面談の代替とすることは、可能とする。

○利用中に配慮が必要であると確認した家庭について、速やかに区に報告するとともに、関係機関等との連携に努めること。

(9) 区における本事業の検証に関する協力

○区が本事業に係る検証を実施するに当たり、当該事業の利用状況、事業所における効果や課題、利用者や保育者の声などの情報収集に、積極的に協力すること。

(10) 実績報告

○参考資料1「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実績報告書」等により、本事業の利用状況等を報告すること。

(11) その他の留意事項

○保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知)に従い、適切かつ速やかに区に報告すること。

○事前の連絡なく子どもの利用がない場合に、事業所は利用者に連絡をし、子どもの状況を確認すること。特に配慮を必要とする子どもの利用がない場合には、区に報告するとともに、必要に応じて関係機関等と情報共有し、適切に対応すること。

○子どもの中に不適切な養育の疑いを確認した場合に、事業所は、速やかに区に報告するとともに、関係機関等に情報共有し、適切な支援を行うこと。

○給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に提供の有無やアレルギー対応の状況が分かるように周知を行うこと。なお、提供を行う場合においては、衛生管理及び食物アレルギーの対策等を適切に行うこと。

○参考資料2「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会における中間取りまとめについて」を参考に、創意工夫の下、本事業を実施すること。

○なお、本事業では、検証の視点から、既存保育施設の有効活用を前提とし、基準適合等のための施設整備等を目的とした就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の保育所等改修費等支援事業の活用を想定していない。

3 設備及び人員配置基準

(1) 「一時預かり事業の実施について(令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知)4に定める基準を遵守する。

実施方法	対象施設	基準
一般型	・すべての施設	「一時預かり事業の実施について」4(1)③(一般型の整備基準及び保育内容) 「一時預かり事業の実施について」4(1)④(一般型の職員の配置) ※保育従事者の6割以上は、保育士資格を有する者であること。ただし、保育従事者が2名の場合、保育士資格を有する者の配置は、1名以上とする。
余裕活用型	・認可保育所 ・家庭的保育事業所 ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所	「一時預かり事業の実施について」4(4)③(余裕活用型の実施基準)

(2) 保育士以外の保育従事者を配置する場合、配置をすることができるのは、次のいずれかの研修を修了した者とする。

- ① 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了していること。
- ② 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了していること。

4 研修

- 事業所の管理者（保育士を除く。）については、「第2の3（2）」に定める研修を受講し、修了している者でなければならない。

5 実施場所

- 以下の種類の区内保育施設とする。

・認可保育所	・家庭的保育事業所	・小規模保育事業所
・事業所内保育事業所	・家庭福祉員	・家庭福祉員グループ
・グループ保育室	・認証保育所	

6 区の支援

- 事業所に対して、本事業の意義や目的を伝えるとともに、利用に当たっての重要事項、その他本事業に係る規定の整備等に係る助言を行う。
- 保育課保育巡回支援担当の職員が事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る助言を行う。
- 本事業を実施する事業所間の情報共有を図るため、情報交換会を開催する。

7 個人情報の保護

- 本事業に携わる者は、本事業の実施により知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、杉並区個人情報の保護に関する条例（令和5年杉並区条例第6号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。
- 本事業に携わる者は、本事業の実施により知り得た秘密を相手方の事前の承諾なしに第三者に公表し、又は漏えいしてはならない。
- 前項の規定は、本事業終了後及びその職を退いた後も遵守しなければならない。

8 委託料等

- 区から事業所への委託料の支払いは、事業所からの毎月の実績報告に基づき行う。
- 委託料の算定は、子ども一人1時間当たり850円とし、区が認めた障害児の受入れに伴い、「第2の3 設備及び人員配置基準」に基づく職員配置以上に保育従事者を配置した場合は、当該障害児一人1時間当たり400円を委託料に加算する。
- 利用の取消しについては、別日時への振替ができない場合に限り、委託料の支払い対象とする。ただし、この場合において、予定していた子どもの預かり時間数は利用したものとみなす。
- 事業所は、委託料の支払いの根拠資料を本事業実施後5年間保存する。

9 履行期間

○令和6年10月1日から令和7年3月31日まで（6か月間）

※令和6年10月中に預かりを開始するものとする。

10 事業規模

(1) 概算額

○31,800,000円（1所当たり225万円程度の委託金額を想定）

(2) 選定事業所数

○地域、施設の類型及び実施方法の組合せにより、14所を選定する。なお、当該14所で425人分／月の利用可能枠を確保する想定。

第3 参加資格

本公募に応募できる事業者は、以下の1から8までの要件をすべて満たしている事業者とする。

- 1 令和6年5月1日時点において、区内で「第2の5 実施場所」に記載の保育施設を運営していること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- 3 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- 4 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- 6 法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- 7 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- 8 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）第4条に掲げる禁止行為を行っていないこと。

第4 実施手順

○公募から事業所選定までの実施手順は以下のとおりとする。

期間等	内容
令和6年5月10日（金）	公募開始、公募要領の公表
令和6年5月10日（金）	公募要領の内容に関する質問の受付開始
令和6年5月17日（金） 正午	公募に関する説明会の受付締切
令和6年5月22日（水） 10時から	公募に関する説明会
令和6年5月24日（金） 17時	公募要領の内容に関する質問の受付締切
令和6年5月30日（木）	公募要領の内容に関する質問の回答
令和6年6月4日（火） 17時	応募書類提出締切
令和6年6月中旬頃（予定）	事業所選定結果の通知

第5 公募に関する説明会

1 開催日時及び会場

○令和6年5月22日（水）午前10時開始

○小川ビル4階会議室（杉並区成田東5-42-13ドトール南阿佐ヶ谷駅前店上）

2 申込み方法

○説明会への参加を希望する場合は、下記説明会受付用 LoGo フォームから参加申込みをすること。

<https://logoform.jp/form/Y4gR/558218>

3 受付期間

○令和6年5月17日（金）正午まで

第6 公募要領の内容に関する質問の受付及び回答

1 質問方法

○下記質問受付用 LoGo フォームに質問内容を入力すること。

<https://logoform.jp/form/Y4gR/557282>

2 受付期間

○令和6年5月24日（金）午後5時まで

3 回答方法

○質問に対する回答は、令和6年5月30日（木）までに杉並区公式ホームページ上で公表する。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0605/1094019.html>

第7 応募書類の提出

1 応募書類

○応募事業者は、応募書類として、別紙「応募書類一覧」に掲げる書類を提出すること。

2 提出部数

○電子媒体1部を提出すること。

○そのほか、別紙「応募書類一覧」に掲げる書類別に、Word/Excel/PDF 形式ファイルで

CD-R等の記録媒体に格納し、提出すること。

3 提出方法

○持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。

4 提出先

○「第11 担当課（問い合わせ先）」に同じ。

5 提出期限

○令和6年6月4日（火）17時（必着）

持参、郵送を問わないが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱う。

第8 事業所の選定手順

1 選定方法

- (1) 無作為抽出により、応募事業所を順番に「杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業における実施事業所選定名簿」（以下「名簿」という。）に登載する。

①無作為抽出した順番に事業所を登載

No	事業所名	運営事業者	地域	類型	実施方法	1月あたり利用可能枠
5	E事業所	A社	荻窪	認可保育所	余裕活用品	
15	O事業所	I社	荻窪	認可保育所	一般型（在園児合同）	
42	AP事業所	B社	荻窪	家庭的保育事業	余裕活用品	
33	AG事業所	D社	荻窪	小規模保育事業	一般型（在園児合同）	
23	W事業所	K社	阿佐谷	小規模保育事業	余裕活用品	

②登載する情報は事業実施計画書で提出した内容

- (2) 名簿に登載された順番に、応募事業者が事業実施計画書で示す事業所の地域、施設の類型及び実施方法の組合せを確認し、「第8の2 選定枠」に掲げる組合せと合致した場合に、実施事業所として選定する。ただし、複数の事業所を提案した事業者については、選定する事業所数を1所とする。

③名簿の登載順に地域、類型及び実施方法の組合せを確認

No	事業所名	運営事業者	地域	類型	実施方法	1月あたり利用可能枠	選定
5	E事業所	A社	荻窪	認可保育所	余裕活用品	5	○
15	O事業所	I社	荻窪	認可保育所	一般型（在園児合同）	10	○
42	AP事業所	B社	荻窪	家庭的保育事業	余裕活用品	5	
33	AG事業所	D社	荻窪	小規模保育事業	一般型（在園児合同）	10	
23	W事業所	K社	阿佐谷	小規模保育事業	余裕活用品	5	○
37	AK事業所	A社	高円寺	認可保育所	一般型（在園児合同）	10	
8	H事業所	L社	高円寺	認可保育所	一般型（専用室）	5	
49	AW事業所	M社	阿佐谷	認可保育所	一般型（在園児）	5	
58	BF事業所	N社	荻窪	認可保育所	余裕活用品	5	
40	AN事業所	O社	阿佐谷	小規模保育事業	余裕活用品	50	
7	G事業所	N社	方南・和泉	認可保育所	余裕活用品	2	

荻窪地域の選定枠2枠が充足済みのため不選定

認可保育所×余裕活用品の選定枠2枠が充足済みのため不選定

A社は実施事業所として選定済みのため不選定

- (3) 名簿に登載したすべての事業所を確認後、選定枠数に余りがある場合には、以下の手順で名簿を再度確認し、14所を選定する。選定枠数が充足した時点で名簿の確認は終了する。

- ・ 2 巡目…類型×実施方法を確認。選定枠数に余りがある組合せについて、地域に依らず、事業所を選定。
- ・ 3 巡目…地域を確認。選定枠数に余りがある地域について、類型×実施方法の組合せに依らず、事業所を選定。
- ・ 4 巡目…名簿に登載された順番に、残りの選定枠数の事業所を選定。

※複数の事業所を提案した事業者については、1～3巡目を通じて、選定する事業所数を1所とする。

2 選定枠

○以下の地域、施設の類型及び実施方法の組合せから、14所の事業所を選定する。

地域	類型×実施方法
・井 草 2所	・認可保育所×一般型（在園児合同） 2所
・西 荻 窪 2所	・認可保育所×一般型（専用室独立実施） 2所
・荻 窪 2所	・認可保育所×余裕活用型 2所
・阿 佐 谷 2所	・家庭的保育事業 2所
・高 円 寺 2所	・小規模保育事業又は事業所内保育事業×一般型 2所
・久 我 山 2所	・小規模保育事業又は事業所内保育事業×余裕活用型 2所
・方南・和泉 2所	・認可外保育施設 2所
計14所	

※各地域の範囲は、参考資料3「地域分けについて」を参照。

3 事業所選定結果通知

○令和6年6月中旬頃に通知するとともに、杉並区公式ホームページ上で結果を公表する。

第9 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- 1 応募書類に虚偽の記載があった場合
- 2 「第3 参加資格」に示す参加資格を満たさなくなった場合
- 3 応募書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- 4 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

第10 その他留意事項

1 本公募に係る費用負担

○本公募への応募に係る費用は、すべて応募事業者の負担とする。

2 応募書類の取扱い等

○応募書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円とする。

○提出後の応募書類の修正又は変更は一切認めない。

○提出された応募書類については返却しない。

○提出された応募書類は、杉並区情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

3 契約書

○契約の締結にあっては、区指定の標準契約書を使用する。

第11 担当課（問い合わせ先）

杉並区子ども家庭部保育課事業計画調整係

所在地：杉並区阿佐谷南一丁目15番1号（杉並区役所東棟3階）

電話：03(3312)2111 内線1884・1885

E-Mail：daredemo-tuuen@city.suginami.lg.jp